

国民健康保険税納税通知書を送ります

平成31年度（平成31年4月～令和2年3月分）の国民健康保険税納税通知書を、世帯主宛てに6月中旬に送ります。また、平成30年度に特別徴収（年金からの天引き）で納付している人には、7月中旬に発送します。

世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者でも、世帯員に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯員の分が世帯主宛てに届きます。

その場合、世帯主分の保険税は含まれていないため、保険税を二重に納めることにはなりません。

※後期高齢者医療保険の納入通知書は7月中旬に長寿支援課から送ります。

特別徴収の対象となるのは？

次の全てに当てはまる世帯主です。

- ◆世帯主が国民健康保険加入者
- ◆世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上
- ◆特別徴収の対象となる年金が原則として年額18万円以上あり、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が、年金額の2分の1以下

特別徴収とならない場合

- ◆口座振替で国民健康保険税を納めている
- ◆世帯主が介護保険料を特別徴収されていない
- ◆平成31年度中に世帯主が75歳になる

※納税の方法、普通徴収と特別徴収の説明は、下表を見てください。
※年度については、今年度（平成31年4月～令和2年3月）までは「平成」を用いて「平成31年度」と表記します。



納税の方法 国民健康保険税の納付は、普通徴収か特別徴収のいずれかになります。

普通徴収（納付書・口座振替）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	—	—	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	—	—
			○	○	○	○	○	○	○			

特別徴収（年金からの天引き：仮徴収3回、本徴収3回）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	仮徴収	—	仮徴収	—	仮徴収	—	本徴収	—	本徴収	—	本徴収	—

※仮徴収額は前年度の2月と同額。本徴収額は、7月に確定する年税額から仮徴収額を差し引いた額。

※特別徴収の対象でも普通徴収へ切り替わることがあります。（年度の途中で国保加入者に異動があった場合など）

※特別徴収を希望しない場合は、口座振替で納めることもできます。（早めの手続きをお願いします）

今年度から新たに特別徴収となる人（対象者には別途お知らせします。）

6月に1年分（8期分）の納付書を送ります。10月から特別徴収が始まる世帯には、7月に通知を送ります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	—	—	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	—	—
			○	○	○	○	—	—	—			
特別徴収	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	○	—
							本徴収	—	本徴収	—	本徴収	—

※普通徴収により上半期分を年4期で納付（令和元年6月～9月）

※特別徴収により下半期分を年3回で納付（令和元年10月～令和2年2月）